

令和2年第2回

多摩市議会定例会議案

多 摩 市

多摩市告示第269号

令和2年第2回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和2年5月27日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日 時 令和2年6月10日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

令和元年度多摩市継続費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和元年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	繰越金	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計					特定財源		
											国都支出金	地方債	その他
08	02	473 土木費 道路橋りょう 費 橋りょう維持管理経費 (電車見橋耐震補強工事)	120,000,000	84,000,000	0	84,000,000	0	84,000,000	84,000,000	2,100,000	63,000,000	18,900,000	0
10	03	607 教育費 中学校費 中学校施設整備事業 (プール改修工事)	45,000,000	18,000,000	0	18,000,000	15,800,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	0	0	0
10	03	607 教育費 中学校費 中学校施設整備事業 (聖ヶ丘中学校改修工事)	936,500,000	533,424,000	356,793,000	890,217,000	648,700,000	241,517,000	241,517,000	10,417,000	77,700,000	153,400,000	0
10	03	607 教育費 中学校費 中学校施設整備事業 (和田中学校改修工事)	1,035,774,000	291,019,000	0	291,019,000	0	291,019,000	291,019,000	192,491,000	98,528,000	0	0
10	05	931 教育費 保健体育費 多摩市立図書館本館再整備事業 (図書館本館再整備基本・実施設 計業務委託料)	152,630,000	0	3,500,000	3,500,000	0	3,500,000	3,500,000	3,500,000	0	0	0
合計			2,289,904,000	926,443,000	360,293,000	1,286,736,000	664,500,000	622,236,000	622,236,000	210,708,000	239,228,000	172,300,000	0

令和2年6月10日提出

多摩市長 阿部 裕行

令和元年度多摩市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源内訳			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
02	01	124 複合施設等管理経費 (特殊建築物定期調査及び建築設備定期検査業務委託料)	114,000	114,000	0	0	0	0	114,000
02	01	127 コミュニティセンター管理運営事業 (特殊建築物定期調査及び建築設備定期検査業務委託料)	393,000	393,000	0	0	0	0	393,000
03	02	349 公立保育園管理運営費 (建築設備定期検査委託料)	48,000	48,000	0	0	0	0	48,000
03	02	345 児童館・学童クラブ管理経費 (建築設備定期検査委託料)	99,000	99,000	0	0	0	0	99,000
04	01	368 健康センター管理経費 (建築設備定期検査委託料)	42,000	42,000	0	0	0	0	42,000
10	01	536 多摩市立教育センター運営費 (特殊建築物等定期調査及び建築設備定期検査報告業務委託料)	54,000	54,000	0	0	0	0	54,000
10	02	565 学校管理運営費 (特殊建築物定期調査及び建築設備定期検査委託料)	5,693,000	5,693,000	0	0	0	0	5,693,000
10	02	579 小学校施設整備事業 (トイレ改修工事)	75,072,000	75,072,000	0	21,663,000	0	0	53,409,000
10	02	579 小学校施設整備事業 (空調設備改修工事)	47,382,000	47,382,000	0	15,724,000	31,400,000	0	258,000
10	03	591 学校管理運営費 (特殊建築物定期調査及び建築設備定期検査委託料)	3,614,000	3,614,000	0	0	0	0	3,614,000
10	03	607 中学校施設整備事業 (空調設備改修工事)	44,286,000	44,286,000	0	14,696,000	29,500,000	0	90,000
10	03	607 中学校施設整備事業 (トイレ改修工事)	28,656,000	28,656,000	0	8,269,000	0	0	20,387,000
合計			205,453,000	205,453,000	0	60,352,000	60,900,000	0	84,201,000

令和元年6月10日提出

多摩市長 阿部 裕 行

令和元年度多摩市事故繰越し繰越計算書

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支 出 額	支 出 未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
04	01	378	円	円	円	円	円	円	円	円	手指消毒液 の急速な需 要拡大に伴 い期限内の 納入が不可 能となった ため。
衛生費	保健衛生 費	感染症予防事業 (手指消毒液購 入)	1,787,500	0	1,787,500	0	1,787,500	0	0	1,787,500	
合 計			1,787,500	0	1,787,500	0	1,787,500	0	0	1,787,500	

令和2年6月10日提出

多摩市長 阿部 裕行

第50号議案

多摩市立複合文化施設等大規模改修工事の請負契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年6月10日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 件 名 | 多摩市立複合文化施設等大規模改修工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都港区元赤坂一丁目3番8号
鹿島・朝倉・中村建設共同企業体
常務執行役員支店長 風間 優 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金2,318,800,000円 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

（参考）

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 の 内 容 | 多摩市立複合文化施設等大規模改修工事 |
| 2 | 工 事 の 概 要 | (1) 多摩市立複合文化施設（階段・通路除く屋根面防水改修、既存外壁の部分補修、利便性向上のための内装改修、エレベータ増築及び既存エレベータ更新、段差解消機設置、トイレ増設・既存トイレの全面改修、自動扉の新設・更新、子ども学習室及びライブラリーコーナー等設置、ホールの音響向上を目的とした内装・設備改修、客席かさ上げ、多目的室設置、客席の拡幅、車いす席の増設等）
(2) 多摩中央公園内駐車場改修（車室幅の拡張、図書館や歩道への通路設備、車道からの出入口改修） |
| 3 | 工 事 場 所 | 東京都多摩市落合二丁目35番地の一部 |
| 4 | 工 事 区 分 | 建築工事 |
| 5 | 工 期 | 契約発効の翌日から令和3年12月10日まで |
| 6 | 財 源 | 市債、一般財源及びその他財源 |

入札見積経過調書

案件番号	2019-00578	件名			
内部発注番号	4311000370	多摩市立複合文化施設等大規模改修工事			
入札見積締切日時	2020年3月19日 17時00分				
開札日時	2020年3月23日 9時31分				
予定価格	2,472,723,000円				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都多摩市落合2丁目35番地の一部				
業種	0700 建築工事				
入札方式	01 一般競争入札 総合評価方式				
落札者	商号又は名称	鹿島・朝倉・中村建設共同企業体			
	所在地	東京都港区元赤坂一丁目3番8号			
落札金額	2,108,000,000円				
No	商号又は名称	第1回	備考		
1	西武・京王・白井建設共同企業体	1,843,000,000円			
		総合点 51.2点			
		価格点 16.2点 技術点 35.0点			
2	鹿島・朝倉・中村建設共同企業体	2,108,000,000円			
		総合点 52.2点			
		価格点 5.6点 技術点 46.6点			
備考	落札率:93.8%				

第51号議案

多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う電気設備工事の請負契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年6月10日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 工事件名 | 多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う電気設備工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都八王子市明神町二丁目24番6号
関電工・日本電力サービス建設共同企業体
執行役員支店長 中村 直樹 |
| 3 | 契約金額 | 金1,122,000,000円 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

（参考）

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 工事の内容 | 多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う電気設備工事 |
| 2 | 工事の概要 | (1) 新設する設備（太陽光発電設備、情報通信網・誘導灯設備、情報表示・誘導支援設備、無線通信補助設備等）
(2) 更新する設備（受変電設備、非常用発電設備、電力貯蔵設備、非常用照明・誘導灯設備、非常用放送設備、防犯カメラ設備、自動火災報知機設備等） |
| 3 | 工事場所 | 東京都多摩市落合二丁目35番地の一部 |
| 4 | 工事区分 | 電気設備工事 |
| 5 | 工期 | 契約発効の翌日から令和3年12月10日まで |
| 6 | 財源 | 市債、一般財源及びその他財源 |

入札見積経過調書

案件番号	2019-00579	件名			
内部発注番号	4311000371	多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う電気 設備工事			
入札見積締切日時	2020年3月19日 17時00分				
開札日時	2020年3月23日 9時38分				
予定価格	1,143,461,000円				
最低制限価格	非公表				
履行場所	東京都多摩市落合2丁目35番地の一部				
業種	0800 電気工事				
入札方式	01 一般競争入札 総合評価方式				
落札者	商号又は名称	関電工・日本電力サービス建設共同企業体			
	所在地	東京都八王子市明神町二丁目24番6号			
落札金額	1,020,000,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	関電工・日本電力サービス建設共同企業体	1,020,000,000円			
		総合点 26.7点			
		価格点 1.7点			
		技術点 25.0点			
備考	落札率:98.1%				

第52号議案

多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う給排水衛生設備工事の
請負契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年6月10日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 件 名 | 多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う給排水衛生設備工事 |
| 2 契約の相手方 | 東京都立川市柴崎町二丁目25番3号
八重洲・堤建設共同企業体
代表取締役 長谷川 福夫 |
| 3 契約金額 | 金657,800,000円 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

（参考）

- | | |
|---------|---|
| 1 工事の内容 | 多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う給排水衛生設備工事 |
| 2 工事の概要 | (1) 衛生器具設備工事
(2) 給水設備工事
(3) 排水設備工事
(4) 給湯設備工事
(5) 消火設備工事
(6) ガス設備工事
(7) 蒸気設備工事（蒸気配管・環水配管）
以上、(1)～(7)の工事による機器及び配管の更新等
(8) 撤去工事（各設備更新に伴う既存設備の撤去・処分） |
| 3 工事場所 | 東京都多摩市落合二丁目35番地の一部 |
| 4 工事区分 | 給排水衛生設備工事 |
| 5 工 期 | 契約発効の翌日から令和3年12月10日まで |
| 6 財 源 | 市債、一般財源及びその他財源 |

入札見積経過調書

案件番号	2019-00580	件名			
内部発注番号	4311000372	多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う給排水衛生設備工事			
入札見積締切日時	2020年3月19日 17時00分				
開札日時	2020年3月23日 9時45分				
予定価格	661,760,000円				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都多摩市落合2丁目35番地の一部				
業種	0900 給排水衛生工事				
入札方式	01 一般競争入札 総合評価方式				
落札者	商号又は名称	八重洲・堤建設共同企業体			
	所在地	東京都立川市柴崎町二丁目25番3号			
落札金額	598,000,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	八重洲・堤建設共同企業体	598,000,000円			
		総合点 40.5点			
		価格点 0.5点			
		技術点 40.0点			
備考	落札率:99.4%				

第53号議案

多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う空気調和設備工事の請負契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年6月10日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 件 名 | 多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う空気調和設備工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都中央区新川一丁目17番21号
三建・西川建設共同企業体
常務執行役員 東京支店長 赤瀬 宏司 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金1,401,400,000円 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

（参考）

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 の 内 容 | 多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う空気調和設備工事 |
| 2 | 工 事 の 概 要 | (1) 空気調和設備工事
(2) 換気設備
(3) 空調配管、ダクト設備
(4) 排煙設備
(5) 自動制御装置 |
| 3 | 工 事 場 所 | 東京都多摩市落合二丁目35番地の一部 |
| 4 | 工 事 区 分 | 空気調和設備工事 |
| 5 | 工 期 | 契約発効の翌日から令和3年12月10日まで |
| 6 | 財 源 | 市債、一般財源及びその他財源 |

入札見積経過調書

案件番号	2019-00581	件名			
内部発注番号	4311000373	多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う空気調和設備工事			
入札見積締切日時	2020年3月19日 17時00分				
開札日時	2020年3月23日 9時47分				
予定価格	1,402,291,000円				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都多摩市落合2丁目35番地の一部				
業種	1000 空調工事				
入札方式	01 一般競争入札 総合評価方式				
落札者	商号又は名称	三建・西川建設共同企業体			
	所在地	東京都中央区新川一丁目17番21号			
落札金額	1,274,000,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	三建・西川建設共同企業体	1,274,000,000円			
		総合点 31.1点			
		価格点 0.1点			
		技術点 31.0点			
備考	落札率:99.9%				

第54号議案

多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う舞台機構設備工事の請負契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年6月10日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 工事件名 | 多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う舞台機構設備工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都台東区花川戸二丁目11番2号
森平舞台機構株式会社
代表取締役 森 健輔 |
| 3 | 契約金額 | 金473,000,000円 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

（参考）

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 工事の内容 | 多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う舞台機構設備工事 |
| 2 | 工事の概要 | (1)大ホール（吊物装置を更新・新設し、巻き上げ機を電動化）
(2)小ホール（吊物装置は巻き上げ機を一部電動化のうえ、全て更新）
(3)共通（舞台迫り装置の機構部分を全て更新、全制御機器類を更新もしくは新設、舞台幕類を更新もしくは新設） |
| 3 | 工事場所 | 東京都多摩市落合二丁目35番地の一部 |
| 4 | 工事区分 | 舞台機構設備工事 |
| 5 | 工期 | 契約発効の翌日から令和3年12月10日まで |
| 6 | 財源 | 市債、一般財源及びその他財源 |

入札見積経過調書

案件番号	2019-00582	件名			
内部発注番号	4311000374	多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う舞台 機構設備工事			
入札見積締切日時	2020年3月19日 17時00分				
開札日時	2020年3月23日 10時01分				
予定価格	536,360,000円				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都多摩市落合2丁目35番地の一部				
業種	8200 舞台装置				
入札方式	01 一般競争入札 総合評価方式				
落札者	商号又は名称	森平舞台機構株式会社			
	所在地	東京都台東区花川戸二丁目11番2号			
落札金額	430,000,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	森平舞台機構株式会社	430,000,000円			
		総合点 32.6点			
		価格点 10.6点			
		技術点 22.0点			
備考	落札率:88.2%				

第 5 5 号議案

多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う舞台照明設備工事の請負契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 件 名 | 多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う舞台照明設備
工事 |
| 2 契約の相手方 | 東京都千代田区神田須田町一丁目 2 4 番地
丸茂電機株式会社
代表取締役 丸茂 正俊 |
| 3 契 約 金 額 | 金 4 3 0 , 1 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用） |

（参考）

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 の 内 容 | 多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う舞台照明設備
工事 |
| 2 工 事 の 概 要 | (1)大・小ホール（照明器具類・電源ケーブル類の更新、
デジタル化に伴う盤改造及びケーブル等新設、調光操
作卓の導入、調光盤は内部改造等）
(2)オープンスタジオ（負荷設備は電源盤、コンセント盤、
信号パッチ盤等の新設。調光設備は調査操作卓等）
(3)共通（LED のムービングライト、パーライト、調光
操作卓、移動型調光器、ケーブル類等の導入） |
| 3 工 事 場 所 | 東京都多摩市落合二丁目 3 5 番地の一部 |
| 4 工 事 区 分 | 舞台照明設備工事 |
| 5 工 期 | 契約発効の翌日から令和 3 年 1 2 月 1 0 日まで |
| 6 財 源 | 市債、一般財源及びその他財源 |

入札見積経過調書

案件番号	2019-00583	件名			
内部発注番号	4311000375	多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う舞台 照明設備工事			
入札見積締切日時	2020年3月19日 17時00分				
開札日時	2020年3月23日 10時03分				
予定価格	440,715,000円				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都多摩市落合2丁目35番地の一部				
業種	8200 舞台装置				
入札方式	01 一般競争入札 総合評価方式				
落札者	商号又は名称	丸茂電機株式会社			
	所在地	東京都千代田区神田須田町一丁目24番地			
落札金額	391,000,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	丸茂電機株式会社	391,000,000円			
		総合点 24.2点			
		価格点 2.2点 技術点 22.0点			
2	大東電設株式会社 武蔵野営業所	398,000,000円			
		総合点 20.6点			
		価格点 0.6点 技術点 20.0点			
3	パナソニックLSエンジニアリング株式会社 東京本部				
		辞退			
備考	落札率:97.6%				

第56号議案

多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う舞台音響設備工事の請負契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年6月10日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 件 名 | 多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う舞台音響設備工事 |
| 2 契約の相手方 | 東京都中央区日本橋箱崎町41番12号
ヤマハサウンドシステム株式会社
代表取締役 武田 信次郎 |
| 3 契 約 金 額 | 金514,800,000円 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

（参考）

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 の 内 容 | 多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う舞台音響設備工事 |
| 2 工 事 の 概 要 | (1)大・小ホール（音響設備のデジタル化、調整卓・スピーカー・音源機器類等、映像機器類等の更新もしくは新設）
(2)オープンスタジオ（調整卓・スピーカー・音響機器架・音源機器類・マイク装置類等の新設、プロジェクター・映像搬出機器の新設）
(3)その他（諸室の音響設備の更新もしくは新設） |
| 3 工 事 場 所 | 東京都多摩市落合二丁目35番地の一部 |
| 4 工 事 区 分 | 舞台音響設備工事 |
| 5 工 期 | 契約発効の翌日から令和3年12月10日まで |
| 6 財 源 | 市債、一般財源及びその他財源 |

入札見積経過調書

案件番号	2019-00584	件名			
内部発注番号	4311000376	多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う舞台 音響設備工事			
入札見積締切日時	2020年3月19日 17時00分				
開札日時	2020年3月23日 10時05分				
予定価格	642,554,000円				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都多摩市落合2丁目35番地の一部				
業種	3400 拡声装置				
入札方式	01 一般競争入札 総合評価方式				
落札者	商号又は名称	ヤマハサウンドシステム株式会社			
	所在地	東京都中央区日本橋箱崎町41番12号			
落札金額	468,000,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	ヤマハサウンドシステム株式会社	468,000,000円			
		総合点 40.9点			
		価格点 17.9点			
		技術点 23.0点			
2	ジャトー株式会社 東京本社	512,845,700円			
		総合点 24点			
		価格点 11点			
		技術点 13.0点			
3	株式会社システムエンジニアリング	525,726,000円			
		総合点 25点			
		価格点 9点			
		技術点 16.0点			
4	株式会社アセント				
		無効			
備考	落札率:80.1%				

第 5 7 号議案

多摩市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市教育委員会委員原島久男氏は、令和 2 年 6 月 3 0 日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
原島 久男	東京都世田谷区	

第58号議案

多摩市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるところについて

下記の者を、多摩市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

多摩市固定資産評価審査委員会委員小澤満氏は、令和2年6月23日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
大和田 雄紀	東京都多摩市	

第59号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和2年7月19日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
大松 誠二	多摩市関戸	

第60号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和2年7月19日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
小暮 和幸	多摩市一ノ宮	

第 6 1 号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和 2 年 7 月 1 9 日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
伊藤 忠男	多摩市乞田	

第 6 2 号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和 2 年 7 月 1 9 日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
柚木 実	多摩市和田	

第 6 3 号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和 2 年 7 月 1 9 日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
相澤 孝一	多摩市諏訪	

第 6 4 号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和 2 年 7 月 1 9 日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
小島 豊	多摩市連光寺	

第 6 5 号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和 2 年 7 月 1 9 日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
萩原 弘	多摩市連光寺	

第 6 6 号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和 2 年 7 月 1 9 日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
新倉 隆	多摩市落川	

第 6 7 号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和 2 年 7 月 1 9 日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
青木 幸子	多摩市和田	

第 6 8 号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和 2 年 7 月 1 9 日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
増田 実生	多摩市南野	

第 6 9 号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和 2 年 7 月 1 9 日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
澤登 早苗	山梨県山梨市	

第70号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和2年7月19日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
武内 好恵	多摩市豊ヶ丘	

第 7 1 号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和 2 年 7 月 1 9 日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
萩原 重治	多摩市連光寺	

第 7 2 号議案

多摩市町の区域の変更について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、多摩市内の町区域を、下記多摩市町区域変更調書のとおり変更し、東京都の告示があった日の翌日から施行する。

記

多摩市町区域変更調書

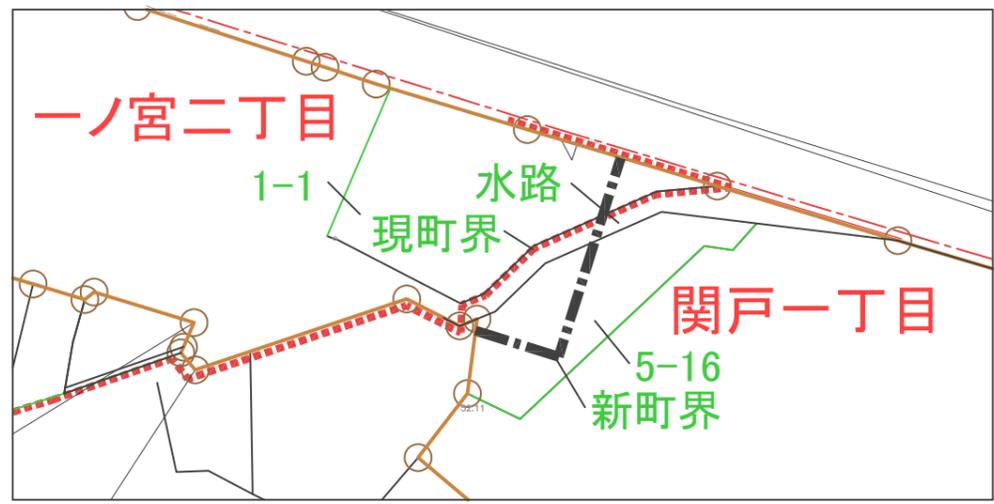
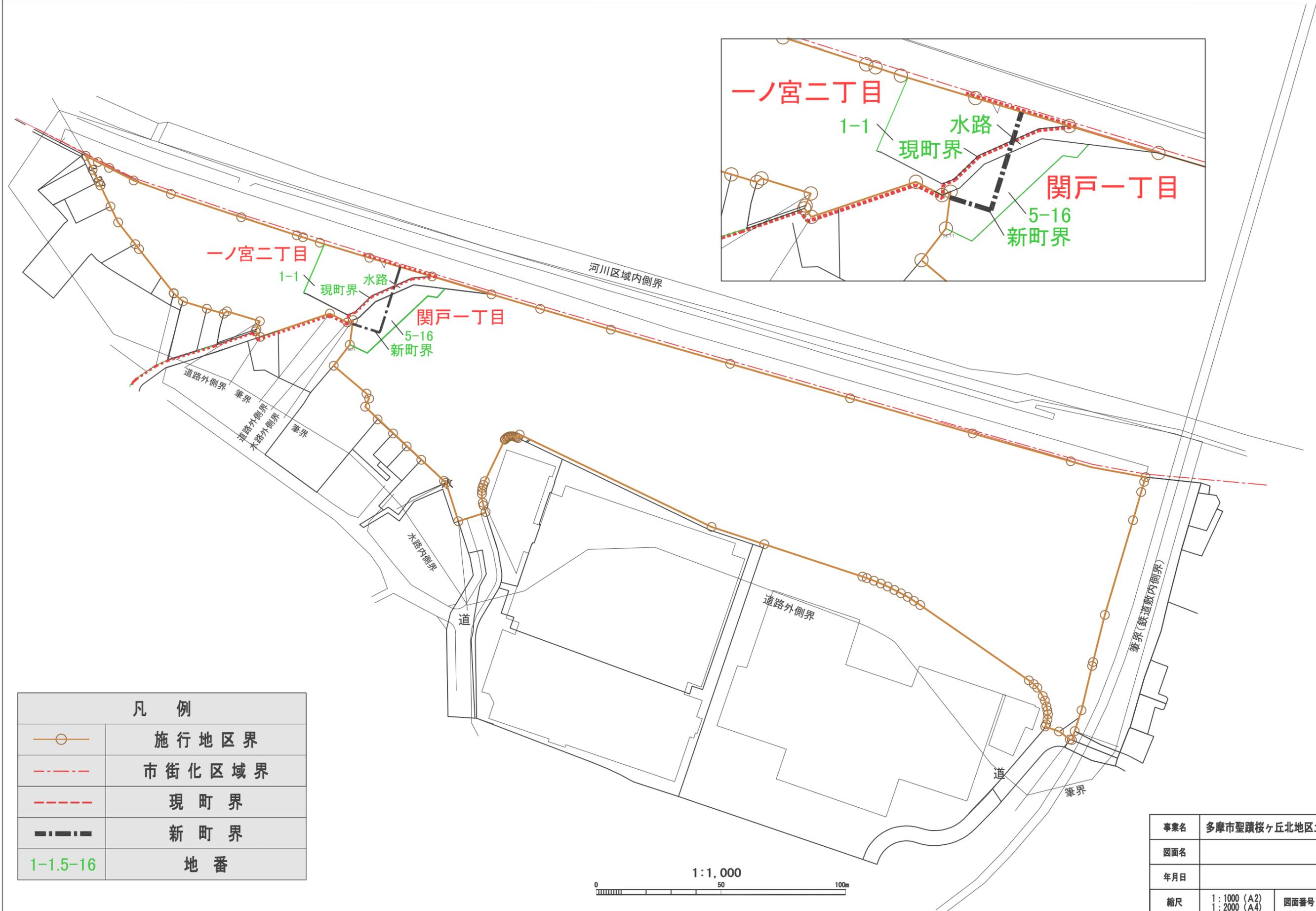
土地の表示は令和 2 年 5 月 1 日現在による。

次の区域を一ノ宮二丁目に編入する。

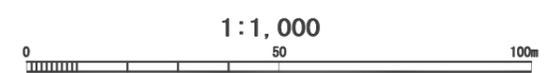
関戸一丁目 5 番 1 6 の一部及び同土地に隣接する水路の一部
次の区域を関戸一丁目に編入する。

一ノ宮二丁目 1 番 1 の一部

多摩市聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業 町界変更図



凡 例	
	施行地区界
	市街化区域界
	現町界
	新町界
	地番



事業名	多摩市聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業		
図面名			
年月日			
縮尺	1:1000 (A2)	図面番号	
	1:2000 (A4)		

第73号議案

多摩市気候非常事態宣言について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年6月10日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

気候が危機的な状況にあることを多摩市と多摩市議会が共同で宣言することで、気候危機を全市民と共有し、地球温暖化対策の積極的な取組を進めるため、多摩市気候非常事態宣言を裏面のとおりに制定する。

多摩市気候非常事態宣言

気候変動は、私たち人類とすべての生き物にとって避けることのできない緊急事態です。

世界では、2015年にパリで開かれた国連気候変動枠組条約締結国会議の約束事として、産業革命前と比べて平均気温の上昇を2℃以内に抑えること、さらに1.5℃に抑える努力をすることが掲げられています。

しかし、世界の平均気温は、産業革命前と比べてすでに1.1℃上昇しています。

世界では、もはや「気候変動」ではなく、すべての生物にとって生存が危うい「気候危機」と表現されるようになり、これを防ぐためには、この10年の取組が重要であると言われていています。

国内でも大型台風等による災害が繰り返し起こり、去年は多摩市でも台風19号によって、市民のみなさんが避難を余儀なくされ、いままでどこか別の世界の出来事と思っていたことが、私たちの身のまわりでも起きはじめました。これからもさまざまな災害が拡大して起きるおそれがあると言われていています。

これは温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化による影響で、すでに疑う余地のない状態です。

この問題を解決していくためには、温室効果ガスの最も大きな割合を占める二酸化炭素を排出しない社会にしていく必要があります。そのために、電気やガスなどのエネルギー使用の節約や、再生可能エネルギーへの転換を進めるとともに、使い捨てプラスチックの使用を削減し、資源の有効活用を図ることで、持続可能で地球に優しいライフスタイルを取り入れた社会に向かうよう取り組みます。

また、気候変動は生態系も脅かします。生態系を育む生物多様性が豊かであれば、気候変動による影響を緩和し、もとの自然環境に戻してくれる調節機能を持ちます。二酸化炭素を排出しない社会にしていくと同時に、生物多様性も保全していく必要があります。

この思いを実現していくためには、私たち一人ひとりがこの気候の危機を「自分のこと」として考え、全員で共有して、二酸化炭素の削減に取り組む必要があります。

私たち一人ひとりの取組は小さくても、市民全員の力が合わされば大きな成果を生み出します。

多摩市及び多摩市議会は、地球温暖化の対策に全力で取り組みます。そして、国連で採択されたSDGsによる持続可能な社会の実現のため、ここに気候非常事態であることを宣言します。

1. 「気候危機」が迫っている事実を市民全員と共有し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指します。
2. 資源の有効活用を図り、使い捨てプラスチックの削減を推進します。
3. 生物多様性の大切さを共有し、その基盤となる水とみどりの保全を積極的に推進します。

第74号議案

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年6月10日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年多摩市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「任用期間が6月に満たない」を「規則で定める」に改める。

第18条第4項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、任命権者が別に定める額とする。

第18条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 国民健康保険税収納推進員の報酬は、能率報酬として、次に掲げる額を超えない範囲で、別表の報酬額に加算することができる。

(1) 収納額に100分の4を乗じて得た額

(2) 口座振替への納付方法の変更1件に対して、2,000円

第24条第2項ただし書中「ただし、」の次に「第18条第4項の能率報酬及び」を加える。

第25条中「第18条第4項」の次に「に規定する能率報酬、同条第5項」を加える。

第27条第3項第2号中「通勤手当の額」の次に「（以下この号において「交通用具手当額」という。）を5で除し、その者の規則で定める1週間の勤務日数を乗じて得た額（規則で定める会計年度任用職員については、交通用具手当額）を加え、「回数を乗じて得た額」を「回数を乗じて得た額）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、改正前の第27条第3項第2号の規定により算出し、既に支給した通勤費については、改正後の第27条第3項第2号の規定により算出し、支給する通勤費の内払とみなす。

第75号議案

令和2年7月から同年9月までの間における常勤特別職の職員の
給料の特例に関する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年6月10日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

令和2年7月から同年9月までの間における常勤特別職の職員の
給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和2年7月から同年9月までの間における市長及び副市長（以下「常勤特別職の職員」という。）の給料の特例について定めるものとする。

(給料に関する特例)

第2条 令和2年7月から同年9月までの間における常勤特別職の職員の給料の額は、常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和47年多摩市条例第27号）第2条の規定にかかわらず、同条に定める給料の月額に、市長にあつては100分の80を、副市長にあつては100分の90を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第76号議案

多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年6月10日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市市税条例の一部を改正する条例

第1条 多摩市市税条例（昭和40年多摩市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を

課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第10条の4第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改め、同条第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第22条第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

第2条 多摩市市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、「市町村内」を「市内」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は第68条の91第4項及び第10項」を削り、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の

8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中多摩市市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中多摩市市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中多摩市市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の多摩市市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第

1号に掲げる者に係るものを除く。)とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の多摩市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成31年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第 77 号議案

多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 10 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市印鑑条例の一部を改正する条例

多摩市印鑑条例（昭和 50 年多摩市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

第 78 号議案

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 10 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年多摩市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第79号議案

多摩市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年6月10日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

多摩市総合福祉センター条例（平成8年多摩市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「市長」を「第1条に規定する目的を達成するために多摩市長（以下「市長」という。）」に改める。

第4条第4号中「ほか、」の次に「高齢者福祉に資するものとして」を加える。

第5条第2号中「障害者」を「障がい者」に改め、同条第6号中「ほか、」の次に「障がい者福祉に資するものとして」を加える。

第6条中「前2条に規定する」を「第3条各号に掲げる」に改め、「（以下「事業」という。）」を削る。

第7条中「事業」を「第3条第1号及び第2号に掲げる事業（以下「センター事業」という。）」に改める。

第8条から第11条までの規定中「事業」を「センター事業」に改める。

第12条を次のように改める。

（事業運営の委託）

第12条 市長は、第3条各号に掲げる事業の運営に係る業務の全部又は一部を、社会福祉法人その他の法人又は団体に委託することができる。

第13条に次の2項を加える。

2 市長は、指定管理者に、第3条第1号及び第3号に掲げる事業の運営に関する業務の全部又は一部を行わせることができる。

3 第7条から第11条までの規定は、前項の規定により指定管理者が行う業務について準用する。この場合において、第7条中「第3条第1号及び第2

号」とあるのは「第3条第1号」と、同条から第10条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第15条中「施設等を」の次に「第3条各号に掲げる」を加える。

第16条第1項中「事業」を「センター事業」に改める。

第19条中「事業利用者」を「第3条各号に掲げる事業の利用者」に、「事業」を「第3条各号に掲げる事業」に改め、「第10条第1項（」の次に「第13条第3項又は」を加える。

第20条中「事業利用者」を「第3条各号に掲げる事業の利用者」に改める。

第21条中「事業利用者」を「第3条各号に掲げる事業の利用者」に、「事業」を「第3条各号に掲げる事業」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 80 号議案

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 10 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険税条例（昭和 27 年多摩市条例第 39 号）の一部を次の
ように改正する。

附則第 4 項及び第 5 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第
1 項」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

第 8 1 号議案

多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市介護保険条例の一部を改正する条例

多摩市介護保険条例（平成 1 2 年多摩市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第 1 0 条 市長は、第 1 9 条第 1 項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響により次の各号のいずれかに該当する第 1 号被保険者に対し、規則で定めるところにより、保険料を減免することができる。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する者

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 1 0 分の 3 以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 4 0 0 万円以下であること。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保険料の減免を市長に申請しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第10条の規定は、平成31年度分及び令和2年度分の保険料であって、普通徴収の方法によって徴収する納期限又は特別徴収の方法によって徴収する日が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にあるもの（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第1項の規定による届出が行われていたならば令和2年2月1日前に納期限が定められるべき保険料を除く。）の減免について適用する。

第 8 2 号議案

多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 基本理念及び責務（第 3 条－第 5 条）

第 3 章 差別の解消（第 6 条－第 1 3 条）

第 4 章 共生社会の実現に向けた基本となる施策（第 1 4 条・第 1 5 条）

第 5 章 雑則（第 1 6 条）

附則

全ての人には、障害の有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、自分らしく生きる権利があります。しかし、障がい者は生活する上で多くの制限を受け、長きにわたって差別を受けてきました。障がい者はその差別と闘い続け、「障害者の権利に関する条約」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」など、障がい者の人権を守る枠組みが整えられ、ようやく障がい者の声が受け止められる社会になってきました。

私たちが住んでいる多摩市内にも、たくさんの障がい者が暮らしています。施設や病院、親元を離れ、障害があっても地域で自らが選択した生活をする人も増えてきました。多摩市は、障がいのある人と様々な意見を交わし、共に歩み、地域で安心して生活することができるよう取組を進めてきました。少しずつまちのバリアは解消されてきたものの、今なお差別はあり、障がい者は生きづらさや困難を感じる状況に置かれています。

その生きづらさや困難は、移動、買物、遊び、住まい、就労、医療、教育、

災害、意思疎通などのあらゆる場面で、障がい者を想定していない設備や条件、障がい者への偏見などの社会のバリアが原因となって生じています。人には皆異なる人格や個性があること、違いがあることを誠実に受け止め、多摩市、市民及び事業者が協力してこのような状況を変えていかななくてはなりません。

私たちは、誰もが健やかで幸せを実感できる健幸都市の実現のためにも、障がい者への差別をなくし、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが暮らしやすい共生社会を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消について基本理念を定め、多摩市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、差別の解消に関する施策を総合的に推進することにより、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生し、安心して暮らすことのできる社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害（人を直接的に形容するために用いる場合にあっては、障がい）」と総称する。）があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (2) 差別 不当な差別的取扱いをすること及び合理的配慮をしないことをいう。
- (3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由とした区別、排除、制限その他障がいのない者と異なる取扱いをすることにより、当該取扱いを受けた者の権利又は利益を侵害することをいう。
- (4) 合理的配慮 障がい者が障がいのない者と同等の機会及び待遇が確保され、又は権利を同等に行使できるよう、当該障がい者の意向を尊重した上で、性別、年齢、障害の状態その他個々の状況及び具体的場面に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整をいう。ただし、人的、物理的又は経済的その他の負担が過重であるものを除く。
- (5) 社会的障壁 障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(6) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に居住する者並びに市内で働く者及び学ぶ者をいう。

(7) 事業者 市内において、営利活動その他の事業を行う者（市を除く。）をいう。

第2章 基本理念及び責務

（基本理念）

第3条 差別の解消は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- (1) 全ての障がい者は、差別を受けることなく、地域で自立して生活するほか、どこで誰とどのように生活するかについての選択が尊重されるとともに、社会を構成する一員として経済、文化その他のあらゆる活動に参加する機会が確保されることにより、人として尊厳ある生活が保障されること。
- (2) 差別の多くが障がい者に対する誤解、偏見、理解の不足等から生じていることを踏まえ、差別を解消するための取組は、障害及び障がい者に対する理解を啓発する取組と一体のものとして行われること。
- (3) 市、市民及び事業者は、障がい者一人ひとりに異なる生きづらさ及び思いがあること並びに差別は虐待及びいじめにつながるおそれがあることを理解し、当然に合理的配慮を行うよう、それぞれの責務を果たすこと。
- (4) 差別を解消するための取組は、障がい者及び障がいのない者が多様性を相互に認め、関わり合い、協力して行うとともに、これを将来の世代にも継承すること。

（市の責務）

第4条 市は、次章及び第4章に定める施策のほか、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、差別を解消し、及び共生社会を実現するために必要な施策を障がい者基本計画等に定め、関係法令との調和を図りながら総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、差別の解消における障害に対する理解の重要性を認識し、市民及び事業者に対して第14条に定める理解の促進、啓発その他の取組を実施するとともに、障がい者に対して自己の人権が保障されていること及び合理的配慮を求めることができることについての理解を深められるよう取り組むものとする。
- 3 市は、第8条から第12条までに定める差別に関する相談等の体制について周知し、障がい者及びその家族その他関係者が差別に関する相談等をしやすい配慮を行うとともに、相談等を受けた場合は、障がい者一人ひとりの背景、心情等の理解に努め、それぞれの状況に応じた対応をするものとする。

4 市は、前3項に定める責務に係る施策の策定及び実施に当たっては、障がい者その他の市民及び事業者に適切な情報を提供し、障がい者その他の市民及び事業者の意見を聴き、当該施策の策定及び実施に反映するよう努めるものとする。

5 市は、第1項から第3項までに定める責務に係る施策を実施するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障がい者に対する理解を深めるとともに、前条第1項に定める施策に協力することによって差別の解消及び共生社会の実現に寄与するよう取り組むものとする。

2 市民及び事業者は、差別又はその疑いがある事案を発見したときは、市に情報を提供するものとする。

3 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者に対する支援を適切に行うため、従業者に対し、障害及び障がい者に対する理解を深める取組を行うよう努めるものとする。

第3章 差別の解消

(不当な差別的取扱いの禁止)

第6条 何人も、障がい者及びその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的配慮の提供)

第7条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合において障がい者から社会的障壁の除去を求める意思の表明（本人による意思の表明が困難な場合においては、障がい者の家族、介助者等意思疎通を支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。）があったときは、当該社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしなければならない。

- (1) 不特定多数の者が利用する施設又は公共交通サービスを提供する場合
- (2) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合
- (3) 不動産に係る契約を行う場合
- (4) 労働者の採用又は労働環境に係る措置を行う場合
- (5) 就労に係る相談又は支援を行う場合
- (6) 医療を給付し、又はリハビリテーションを提供する場合
- (7) 福祉サービスを提供する場合
- (8) 教育を行う場合
- (9) 保育を行う場合
- (10) 療育を行う場合

- (11) 防災に関する事業を実施する場合又は災害が発生した場合
 - (12) 文化、スポーツ又は芸術に係る活動を行う場合
 - (13) 選挙等を行う場合
 - (14) 意思疎通を図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、事務又は事業が社会的障壁となつて、障がい者の日常生活又は社会生活に相当な制限を与えている場合
- 2 市及び事業者は、合理的配慮を行うに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 障がい者が社会的障壁の除去を求めやすい環境を整備すること。
 - (2) 障がい者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、必要な合理的配慮が一人ひとり異なることを踏まえ、障がい者の求めを適切に理解し、対応すること。
 - (3) 合理的配慮の提供に関し過重な負担が生じる場合又は直ちに合理的配慮を提供することが困難な場合は、障がい者及び市又は事業者の双方による建設的な対話を行うことにより、その代替的な措置の実施その他の障がい者の理解を得られる対応をすること。
- 3 市は、合理的配慮の提供について障がい者及びその家族その他関係者の意見を聴き、必要な取組について調査及び研究を行うものとする。
- 4 市民は、第2項各号に掲げる事項を基本として、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を提供するよう努めるものとする。
- 5 市は、市民及び事業者による合理的配慮の提供を促進するため、合理的配慮の提供を支援する施策を講ずるものとする。

(相談等)

第8条 障がい者及びその家族その他関係者は、市に対し、差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

- 2 市は、特定相談を受けたときは、事実の確認又は調査を速やかに行うとともに、必要に応じて、次に掲げる事項を行うものとする。
- (1) 情報の提供に関する事項
 - (2) 対象事案に係る者との間の調整に関する事項
 - (3) 関係行政機関等の紹介に関する事項
- 3 特定相談の対象事案に係る者は、正当な理由がある場合を除き、市が行う前項に定める事項に協力しなければならない。
- 4 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援

事業者に、第2項に定める事項の全部又は一部を委託することができる。

(助言又はあっせんの申立て)

第9条 障がい者は、自己に対する差別に該当すると思われる事案（以下「差別対象事案」という。）があるときは、多摩市長（以下「市長」という。）に対し、解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。

2 障がい者の家族、後見人その他障がい者を現に保護する者は、当該障がい者に代わり、前項の申立てをすることができる。ただし、当該障がい者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 第1項の申立ては、その差別対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあつては、その行為の終了した日）から3年を経過しているとき（3年を経過するときまでに申立てをしなかったことにつきやむを得ない理由があるときを除く。）。

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているとき。

(事実の調査)

第10条 市長は、前条第1項の申立てがあつたときは、差別対象事案の事実について必要な調査を行うことができる。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、調査に協力しなければならない。

(助言又はあっせん)

第11条 市長は、第9条第1項の申立てがあつたときは、当該申立てに係る助言又はあっせんの要否及び内容について、多摩市障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）の意見を求めるものとする。

2 協議会は、前項の助言又はあっせんの要否及び内容を判断するために必要があると認めるときは、差別対象事案に関係する者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の協議会の意見を尊重し、差別対象事案に関係する者に対し、助言又はあっせんを行う。

(勧告及び公表)

第12条 市長は、前条第3項の助言又はあっせんを行った場合において、差別対象事案に関係する者（第9条第1項の申立てをした者を除く。）が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(協議会)

第13条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、協議会を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) 差別を解消するために必要な取組の検討及び提言に関する事項

(2) 第11条に定める助言又はあっせんに関する事項

(3) 差別を解消するために必要な施策の実施状況の確認及び見直しの提言に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため必要な事項

3 協議会は、障がい者、福祉、医療、教育、就労その他の障がい者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する者又は当該分野に識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

4 協議会の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 共生社会の実現に向けた基本となる施策

(障害及び障がい者に対する理解の促進)

第14条 市は、共生社会の実現に向け、障害及び障がい者に対する理解を促進するため、障がい者その他の市民及び事業者の協力を得ながら、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 市民及び事業者が障害及び障がい者に対する理解を深められるよう、啓発その他必要な取組を行うこと。

(2) 障がい者に対する支援を適切に行うため、市の機関の全ての職員及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の公の施設の管理を行うものをいう。）の業務に従事する者が障害及び障がい者に対する理解を深められるよう、必要な研修及び啓

発を行うこと。

(3) 障がい者及び障がいのない者がお互いの理解を深められるよう、幼少期からの交流の機会の拡大及び充実を図ること。

(4) 共に学び合い育ち合う教育の重要性を考慮し、児童及び生徒が障害及び障がい者に対する理解を深められるよう、必要な取組を実施すること。

(共生社会の実現に向けた取組)

第15条 市は、前条に定めるもののほか、共生社会の実現に向け、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 障害の有無にかかわらず、全ての市民が個々の状況に配慮した教育を受けられるよう必要な措置を講ずること。

(2) 障がい者の就労を促進するため、障がい者からの就労に関する相談を受け、必要な支援を行うこと。

(3) 事業者が障がい者の働きやすい環境を整えることができるよう、啓発及び情報の提供を行うこと。

(4) 手話、文字、点字、音声、分かりやすい表現等の障害の特性に応じた意思疎通の手段を普及し、並びに障がい者が容易に情報を取得し、及び意思疎通をすることができるよう、必要な支援を行うこと。

第5章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年を目途として、障がい者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和38年多摩市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1 障害支援区分認定審査会の項の次に次のように加える。

障がい者差別	会長	日額	12,500円
解消支援地域	副会長	日額	11,800円

協議会	委員	日額	10,700円	
-----	----	----	---------	--